議　　題

税務関係部課長会議

議題１　地方税統一ＱＲコードの活用等について（豊橋市提出）

【要旨】

固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割の当初課税分については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和５年度から納付書にＱＲコードを印刷することになっています。また、同税目の随時課税分、督促分、個人市民税・県民税（普通徴収）については、各市で対応の可否を判断することになります。（別添資料１参照）

令和７年度までに実施する標準準拠システムへの移行もあるため、各市の対応の可否、対応の時期、標準準拠システムへの移行想定時期について、現時点での考え方や理由を含めてご教示ください。

（１）固定資産税・都市計画税の対応について

ア　随時課税分

イ　督促分

（２）軽自動車税種別割の対応について

ア　随時課税分

イ　督促分

（３）個人市民税・県民税（普通徴収）の対応について

ア　当初課税分

イ　随時課税分

ウ　督促分

（４）標準準拠システムへの移行想定時期について

議題２　県職員や関係団体職員による課税システム端末の操作について（東海市提出）

【要旨】

県職員や関係団体の職員からの市民課税データの照会に当たり、照会対象者が多いため、当市の課税システム端末を直接操作して調査したいとの申し出がある。

個人番号（マイナンバー）の利用で済むものもあり、本市としては原則として他機関の職員に課税システムを操作させることは避けたいと考えている。

そこで、各市において上記申し出があった場合、どのように対応をしているかご教示いただきたい。

議題３　地方税の「住宅借入金等特別税額控除」額の算出に係る所得税の課税標準額等について（春日井市提出）

【要旨】

当市では、ふるさと納税ワンストップ特例を否認した方（すでに確定申告書を提出している方で）の住宅借入金等特別税額控除の適用に関して苦慮しています。

所轄の税務署は、所得税の課税標準額が変更になる場合でも、所得税額０円から０円への更正は行わない方針とのことで、住宅借入金等特別税額控除の算出に必要な所得税の課税標準額を変更していただけない状況です。（下記、対応に苦慮している具体例１、２（別添資料２－３、２－４）参照）

しかし、平成 19 年 11 月 26 日に愛知県から各市町村に送付された「住民税の住宅借入金等特別税額控除の取扱いに係る質疑応答」(別添資料２－１)では、「市町村において、所得税の課税標準や所得税の額を決めることはできない。」・「所得税の課税標準や所得税の額は、原則として、納税者の申告又は税務署長の更正・決定によって決まる。」・「修正申告の提出や税務署長による所得税額の更正等がない限り、住民税の住宅借入金等特別税額控除額の変更を行うことはできない。」とされています。

※関係条文　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２（別添資料２－２

参照）

そこで、各市の状況についてご教示ください。

（例 1）年末調整において、住宅借入金等特別税額控除により所得税０円。ふるさと納税ワンストップ特例対象　→　当初確定申告により医療費控除を追加するが、寄附金控除申告もれにより、所得税の課税標準額が過大となっている場合（別添資料２－３参照）

⇒　住民税に適用される住宅借入金等特別税額控除の額が減ることになり、過大な住民税が課税されたままになる。

（例 2）年末調整において、住宅借入金等特別税額控除により所得税０円。

→　当初確定申告により分離課税所得(繰越しのマイナス分のみ)のみ申告し、給与所得・住宅借入金等特別税額控除の申告もれにより所得税の課税標準額が０円になっている場合　（別添資料２－４参照）

⇒　住民税に適用される住宅借入金等特別税額控除が０円になってしまい、過大な住民税が課税されたままになる。

（１）　貴市所轄の税務署は、所得税０円から０円への変更の更正決定を行っていただけますか。

①　所得税０円の変更の更正決定を行ってくれる。

②　所得税０円の変更の更正決定を行ってくれない。

③　その他（　　）

（２）正しい申告ではない確定申告書（課税標準額）に対する住宅借入金等特別税額控除の算出方法はどのように行っていますか。

①　すでに申告されている確定申告書の課税標準額（誤った確定申告書の課税標準額）を用いる。

②　理論値の課税標準額（仮に確定申告書が正しく申告された場合を想定した課税標準額）を用いる。

③　その他（　　）